

※使用料を改定する部分は色がついております。

各公園管理事務所会議室

改定後							改定前						
施設名	使用料 (円)						施設名	金額 (円)					
	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日		午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
水城公園学習棟 会議室	500	620	1,120	620	1,240	1,740	水城公園学習棟 会議室	500	700	1,200	1,800	2,200	2,700
天神公園管理事 務所会議室	500	700	1,200	670	1,370	1,870	天神公園管理事 務所会議室	500	700	1,200	1,800	2,200	2,700
武蔵公園管理事 務所会議室	500	700	1,200	670	1,370	1,870	武蔵公園管理事 務所会議室	500	700	1,200	1,800	2,200	2,700
鶴土井公園管理 事務所会議室	500	700	1,200	670	1,370	1,870	鶴土井公園管理 事務所会議室	500	700	1,200	1,800	2,200	2,700
深水公園管理事 務所会議室	500	700	1,200	670	1,370	1,870	深水公園管理事 務所会議室	400	500	900	1,200	1,500	1,800
二子山公園管理 事務所会議室	500	700	1,200	670	1,370	1,870	二子山公園管理 事務所会議室	500	700	1,200	1,800	2,200	2,700
総合公園管理事 務所大会議室	250	370	620	330	700	950	総合公園管理事 務所大会議室	600	800	1,400	1,800	2,200	2,800
総合公園管理事 務所小会議室	80	120	200	100	220	300	総合公園管理事 務所小会議室	400	500	900	1,200	1,500	1,800
総合公園管理事務所 小会議室 (和室)	130	190	320	170	360	490	総合公園管理事務所 小会議室 (和室)	500	700	1,200	1,800	2,200	2,700

※使用料を改定する部分は色がついております。

備考

- 1 午前とは午前8時30分から正午まで、午後とは正午から午後5時まで、夜間とは午後5時から午後9時30分まで、1日とは午前8時30分から午後9時30分までをいう。
- 2 利用時間には、当該利用の準備及び後片付けの時間を含む。
- 3 酒食を伴う場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 利用者の住所（個人にあってはその住所、法人、団体等にあってはその所在地）が市外の場合の使用料は、この表に規定する使用料の額（前項に該当する場合にあっては、同項の規定により計算して得た額）に100分の150を乗じて得た額とする。
- 5 施設の利用についてストーブ等を使用した場合は、この表に規定する使用料のほかに、実費相当額を徴収する。
- 6 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

備考

- 1 午前とは午前8時30分から正午まで、午後とは正午から午後5時まで、夜間とは午後5時から午後9時30分まで、1日とは午前8時30分から午後9時30分までをいう。
- 2 酒食を伴う場合の金額は、規定の金額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 ストーブ等を利用する場合の費用は、利用者の負担とする。